

請願・陳情参考資料

平成29年12月1日

総務部

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
29年-41 (29.11.29)	総 務	所得税法第56条の廃止を求め る意見書の提出について 民商鳥取県連婦人部協議会	<p>所得税法第56条では、家族間で所得を分散し不当に累進課税を逃れるという租税回避行為を防止するため、配偶者その他の親族に支払った対価（家族労働報酬）については、必要経費に算入できないこととされている。</p> <p>併せて、同法第57条第1項では、青色申告者の場合は、複式簿記による記帳義務が課され、適切な給与支払いの認定が合理的に可能なことから、青色事業専従者（家族従事者）の給与の支払いは必要経費として算入可能とし、さらに、同法第57条第3項では、白色申告者の事業専従者の給与についても、一定額（配偶者86万円、その他50万円）の経費算入を認めている。</p> <p>平成23年度税制改正において、個人の白色申告者についても記帳等が義務化（平成26年1月から）されたことに伴い、現行の専従者控除についても、その実態等を踏まえ、今後検討を行うこととされた。</p> <p>※平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）に記載された検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要経費を概算で控除する租税特別措置についてどのように考えるか ・今後、正しい記帳を行わない者の必要経費についてどのように考えるか ・記帳水準が向上した場合、現在、白色申告者に認められている専従者控除について、その専従の実態等を勘案し、どのような見直しが可能か検討してはどうか <p>また、政府は第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において「商工業者等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と記載し、この検討には所得税法第56条の検討が含まれるとしている。</p>